二一〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）				X	X
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）					
二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質					
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇％以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）					
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
	植物性たんぱく					
	その他のもの					
二一〇六・九〇	その他のもの					
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品					
	その他のもの					
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇％を超える調製食料品					
	その他のもの					
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）及びこんにゃくチューインガム					
	飲料製造に使用する種類の調製品で、アルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五％を超えるものに限る。）					
	果汁をもととした調製品（アルコール分が一％未満のものに限る。）	二九・八円（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 10	五％	X	X
	その他のもの					
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの					
	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの					
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの					
	その他のもの	二三・八％	B 10	一〇・六％	X	X
	その他のもの	一二・五％	B 10	一五％		
	ビタミンをもととした栄養補助食品					
	その他のもの					
	その他のもの					
	調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五％を超え三〇％未満のものに限る。）	一二・五％	B 7			
	アルコールを含有しない飲料のもと					
	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	一二％	B 10			
	その他のもの					
	その他のもの	一〇％	B 10			
	第〇四・一〇項の物品のもの	九％	B 7			
	その他のもの					
	ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの					
	ビタミンをもととした栄養補助食品					
	植物性たんぱくを加水分解したもの	一二・五％	B 7			
	その他のもの	一二・五％	B 10			
	その他のもの					
	たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用するものでソルビトールその他の政令で定める物品に限る。）その他の政令で定める種類の調製を加えたものに限る。）					

	その他のもの					
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）その他の第一二一二・二一号の物品のもの				R	X
	その他のもの					
	第二二類					
二二・〇一	飲料、アルコール及び食酢					
	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪					
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）					
二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
二二〇二・九〇	その他のもの					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
二二〇三・〇〇	ビール					
二二・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）					
二二〇四・一〇	スパークリングワイン					
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの					
	二リットル以下の容器入りにしたもの					
二二〇四・二一	シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒					
	その他のもの	一五％（その率が一リットルにつき一五円より高いときは、当該従量税率）	B 10	一三・四％	A	
	その他のもの					
	一五〇リットル以下の容器入りにしたもの					
二二〇四・二九	その他のもの					
	一五〇リットル以下の容器入りにしたもの	一五％（その率が一リットルにつき一五円より高いときは、当該従量税率）	B 10	九・六％	B 5	
	その他のもの			一三・四％	B 7	
二二〇四・三〇	その他のぶどう搾汁					
	アルコール分が一％未満のもの					
	砂糖を加えたもの			九・六％	B 5	
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一五％（その率が一リットルにつき一五円より高いときは、当該従量税率）	B 10			
	その他のもの					
	その他のもの			一三・四％	B 10	
	その他のもの	二三％（その率が一リットルにつき四五円より低いときは、当該従量税率）	B 10			
	その他のもの	二三％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15			